⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人及び主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者であること。なお、専任を要する期間は、切盛土工に係る工事の経験を有する技術者は切盛土工が稼動（準備工は含まない）している期間、橋梁下部工に係る工事の経験を有する技術者は橋梁下部工が稼動（準備工は含まない）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験

現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（各工種の経験者を複数名配置しても良い）なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

切盛土工

ア）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が25万㎥以上ある道路土工工事

橋梁下部工

イ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ又はケーソン、深礎の天端から橋脚天端までの高さ）５ｍ以上のコンクリート橋脚の工事

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　記３⑵に示す評価項目①～③の全項目において提案があり、提案書が所定の枚数を超えていない者、提案書の文字サイズが制限フォント未満でない者、提案項目数が所定の項目数を超えていない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料の提出を求め、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算定される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。

その概要を以下に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価基準

工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項の評価項目及び評価基準は下記のとおりとし、評価項目①～③の全項目において、１項目でも提案がない又は提案書が所定の枚数を超えている場合、制限フォント未満の場合は不適格とする。

また、評価項目①～③の提案は、それぞれ最大５項目までとし、項目数の多少による評価ではなく、その項目に対する提案を、評価指標をもとに、その有効性を総合的に評価するものとする。なお、所定の項目数を超えている場合は不適格とする。

工事目的物の性能・機能に関する事項

①　結晶片岩盛土の施工に関する更なる品質向上

土木工事共通仕様書及び土工施工管理要領の基準に対する更なる品質向上方法及び管理方法の提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

社会的要請に関する事項

②　工事中の更なる土砂流出防止・粉塵防止対策

設計図書に示す標準案に対し工事中の更なる土砂流出防止・粉塵防止対策の提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

③　民家近接区域における工事中の更なる騒音・振動対策

設計図書に示す標準案に対し民家近接区域における工事中の更なる騒音・振動対策の提案を下記の評価指標をもとに、提案者の優劣を相対的に評価

評価指標は下記のとおりとする。

㈠　優

標準案に比べ、非常に優れているもの。

㈡　良上

良に比べ、やや優れているもの。

㈢　良

標準案に比べ、優れているもの。

㈣　良下

良に比べ、やや劣るもの。

㈤　可

標準案又は標準案と同等であるもの。

※標準案とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の基準をいう。

⑶　評価点の付与の方法

評価項目①～③の項目別配点については、評価基準により優／良上／良／良下／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

【判定方式】

①　結晶片岩盛土の施工に関する更なる品質向上

項目別配点　優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点

②　工事中の更なる土砂流出防止・粉塵防止対策

項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

③　民家近接区域における工事中の更なる騒音・振動対策

項目別配点　優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点

⑷　落札者の決定方法

総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）　αの値は「0.2」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：100－200×（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（0.75Ｌ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

100／（Ｘ／Ｌ）×Ｐ／Ｌ　（Ｐ＜0.75Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：0.75Ｌ以上の最低入札価格

ただし、入札価格が全て0.75Ｌを下回る場合は、Ｘ／Ｌを0.75とする。

⑸　上記⑷において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑹　総合評価技術提案の履行に関する事項

受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。